

掘り起し「そうー」あなたのおうちの都市鉱山！

2月から小型家庭用電気機械器具(小型家電)の
拠点回収をはじめます

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電は、金・銀・銅・鉄などのほか「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な有用金属が含まれていることから『都市鉱山(都市にある鉱山)』とも呼ばれています。全世界の都市鉱山の埋蔵量において、金の約16%、銀の約22%を占めているとされる日本は、世界有数の資源大国であるといえます。

加東市はこれまで、粗大ごみ回収に併せて使わなくなった小型家電を回収し、有用金属の再資源化に取り組んできました。さらに今回、国の採択を受けて実施することになった小型家電リサイクル回収の実証事業として、2月から市立の各公民館に専用の回収ボックスを設置して、小型家電の回収を行います。

小型家電の拠点回収事業は、回収の機会を増やし、さらに多くの有用金属を再資源化すること、排出量を把握して、効率的な処理体制を構築することが狙いです。

限られた資源を大切に活用し、めぐみ豊かな地球環境を次の世代へと引き継ぐ循環型の仕組みづくりが求められています。加東市が目指す

回収をはじめの16品目

ビデオカメラ	デジタルカメラ	電話機	携帯電話
携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機
携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機
携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機	携帯型ゲーム機



回収ボックスの投入口に対象となっている小型家電を投入してください。

◎ご注意ください
対象品目であっても、投入口(45cm×25cm)に入らない大きさのものは持ち帰っていただきます。改めて粗大ごみ回収時に持ち込んでください。

サイクルの完成形「回収した商品と同じ商品を生み出すリサイクル」を実現するため、ご家庭で使わなくなった小型家電がありましたら、ぜひ市立公民館の回収ボックスに持ち込んでください。

実施期間 2月1日(日) 8時30分～17時15分
※月曜・祝日休館。月曜が祝日の場合は翌日も休館。

回収場所
・社公民館(木梨1-134-1-60)
・滝野公民館(下滝野1-36-9)
・東条公民館(岡本1-72-14)

対象品目 16品目(左図を参照)
※投入できる家電は、回収ボックスの投入口(45cm×25cm)に入る大きさのものに限り
ます。

問い合わせ
市民安全部生活課(庁舎1階)
☎43-0503

消費生活相談窓口からのお知らせ

賃貸住宅の退去時のトラブルにご注意を！

これからの季節、就職や転勤、進学に伴い、引っ越しをする方が多くなります。アパート・マンション等の賃貸住宅を退去する際に、ハウスクリーニング・クロス張替え・畳表替え・ふすま張替え等の原状回復費用として高額な料金を請求され、敷金が返金されなかったり、敷金を上回る金額を請求されたりといったトラブルが起こることがあります。

貸主とのトラブルを防止するため、次のことに留意しましょう。

- 消費者へのアドバイス
- ①契約書や重要事項説明書によく目を通して、不明な点は確認しておきましょう。
 - ②入居前や退去時には、できる限り貸主の立会いのもとで部屋の現状を確認しましょう。
 - ③退去時に示された原状回復費用の内訳について、貸主の説明を受けましょう。
 - ④修繕の明細が分かる見積書や請求書をもらいましょう。

国土交通省は、退去時のトラブルが多いことから『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』を作成し、原状回復の定義と費用負担区分の基本的な考え方を示しています。トラブル回避の参考にしてください。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口(庁舎1階・市民安全部生活課内) ☎43-0502

新しい

平成27年4月から『介護予防・日常生活支援総合事業』で高齢者のみなさんをサポートする仕組みが始まります

介護保険制度の改正に基づき、平成27年4月から新しい『介護予防・日常生活支援総合事業』がスタートします。

この事業では、高齢者のみなさんに、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていただくため、地域ぐるみで支え合える仕組みをつくりまします。

介護予防・日常生活支援総合事業とは？

要支援の方や介護予防などが必要とする方を対象に、ケアプランに基づき、訪問型サービス(家事等の生活援助、専門職の相談指導など)や通所型サービス(体操等の自主的な通いの場など)を柔軟に組み合わせ、利用者の状態に応じてサービスを提供する事業です。

いままでと何が変わるの？

要支援の方の訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が介護保険の予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行していきます。これにより、介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどによる様々なサービス提供が可能になり、サービス選択の幅が広がります。

これまで

介護サービス
○訪問介護 ○通所介護
○訪問看護 ○福祉用具貸与
○訪問リハビリテーション など

要支援の方
○訪問看護 ○福祉用具貸与
○訪問リハビリテーション など

介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

介護サービス
○訪問介護 ○通所介護
○訪問看護 ○福祉用具貸与
○訪問リハビリテーション など

要介護の方
○訪問看護 ○福祉用具貸与
○訪問リハビリテーション など

介護予防・日常生活支援総合事業
おもに要支援の方・介護予防が必要な方
●介護予防・生活支援サービス事業
○訪問型サービス ○通所型サービス
○介護事業所による訪問型・通所型サービス
○生活支援サポーターによる掃除や買い物物援助
○住民主体の体操教室
○専門職によるリハビリ など

問い合わせ
福祉部高齢介護課(庁舎1階)
☎43-0440

ふるさと納税者への特産品を募集します

ふるさと納税をしていただいた方にお贈りする礼品(特産品)を募集します。
詳しくは、電話でお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

募集期間 2月2日(月)～2月27日(金)
問い合わせ 総務部総務課(庁舎4階)
☎43-0410

これまでの礼品(特産品)の一例



「加東のうまい米」と地酒「東条泉」セット



博進堂の郷土銘菓詰め合わせ